

# 航空制限表面

正式に飛行場となると、航空機が飛行場に安全に離着陸できるために、一定の空間に進入表面、転移表面、水平表面の制限が定められる。調布飛行場の場合、

① 進入表面

航空機の離陸直後または最終着陸の際の直線飛行の安全を確保するために建物等を制限する表面。

- ◇延長・・・3,000m
- ◇非計器用着陸帯・・・750m
- ◇傾斜角度・・・20分の1の勾配

② 転移表面

航空機が着陸のための進入を誤ったときの脱出の安全を確保するために建物等を制限する表面。

- ◇7分の1の勾配

③ 水平表面

航空機が着陸の際、通常、衝突を避けるために一定の場周経路を回って進入するので、安全を確保するために建物等を制限する表面。

- ◇飛行場の標点の垂直上方45mを中心として、半径1,000mで描いた円周により囲まれた平面。

となる。

飛行場として告示されると、制限表面上に出る高さの建物等は設置できなくなるが、現状もこれらの高さを超える建物等はない。

